

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

## ■主な修正案の内容

## 1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

- (1) 令和4年度に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、障害者の防災情報取得等に関する施策の推進について追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
	第2章 災害事前対策	第2章 災害事前対策
	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備
21	(新規)	<p><u>7 障害者の防災情報取得等に関する施策の推進</u></p> <p><u>県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。</u></p> <p><u>県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。</u></p>

- (2) 令和6年能登半島地震を受け、避難所の生活環境への配慮とともに、被災者の多様化するニーズを踏まえ、避難所等の整備にあたり平常時から住民への周知徹底を図る事項として、家庭動物（ペット）の受入方法等を追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
29	第2 避難所等の整備等	第2 避難所等の整備等
	<p>1 避難所等の整備</p> <p>県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時</p>	<p>1 避難所等の整備</p> <p>県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時</p>

	<p>において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。</p>	<p>において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について</u>、住民への周知徹底を図るよう助言する。</p>
--	---	---

(3) 災害ケースマネジメントの実施等により、被災者への細やかな支援の仕組みを整備するとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
30	<p>6 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>	<p>6 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p>
	第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策
77	第7節 被災者等の生活再建等の支援	第7節 被災者等の生活再建等の支援
	<p><u>(1)</u> 県は、国、市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。 <u>(新規)</u></p> <p><u>(2)</u> 県は、国および市町と連携し、被災者</p>	<p><u>1</u> 県は、国および市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。</p> <p><u>2</u> <u>県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p><u>3</u> 県は、国および市町と連携し、被災者の</p>

	<p>の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p><u>(3)</u> 県は市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p><u>4</u> 県は市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>
--	---	--

(4) 国の原子力災害対策マニュアルに定められている、緊急事態の各区分における危機管理体制に係る修正。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
43 共通	<p>第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会</p>	<p>第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会・<a href="#">内閣府合同情報連絡室</a></p>
43 共通	<p>2 警戒事態が発生した場合 原子力規制委員会</p>	<p>2 警戒事態が発生した場合 原子力規制委員会・<a href="#">内閣府原子力事故合同警戒本部</a></p>
43 共通	<p>3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 原子力規制委員会</p>	<p>3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 原子力規制委員会・<a href="#">内閣府原子力事故合同対策本部</a></p>
44	<p>第2 応急対策活動情報の連絡等</p>	<p>第2 応急対策活動情報の連絡等</p>
	<p>2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 原子力規制委員会</p>	<p>2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 原子力規制委員会・<a href="#">内閣府原子力事故合同対策本部</a></p>

## 2 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正

令和4年度に原子力災害対策指針が改正され、県は、甲状腺被ばく線量モニタリングを、医療機関等の協力を得て実施しなければならないとされたことを踏まえ、「甲状腺被ばく

線量モニタリング実施体制の整備」を追記。

(該当箇所)

頁	現行	修正後
	第2章 災害事前対策 第11節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備 第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備	第2章 災害事前対策 第11節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備 第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備
	2 原子力災害医療体制の整備	2 原子力災害医療体制の整備
35	(新規)	<u>(6)甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の整備</u> <u>放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するため、県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等と連携し、避難住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を検討する。</u>